

亀岡市環境プロモーションセンター - Circular Kameoka Lab - の運営に関するガイドライン

亀岡市 環境先進都市推進部

環境政策課

2025 年 4 月 1 日

第 1.0 版

[illegible]

ガイドラインの目的

このガイドラインは、亀岡市環境プロモーションセンター設置条例（以下「条例」という。）及び亀岡市環境プロモーションセンター設置条例施行規則（以下「規則」という。）に基づき、亀岡市環境プロモーションセンター（以下「センター」という。）の運営方法等に関して、必要な事項を定めるものです。

条例、規則及び本ガイドラインにあてはまらない事項については、個別に市長の承認を受けるものとします。

第1章 センターの運営

第1条 開館時間及び休館日の変更

1. 条例第3条第1項ただし書きの規定に基づく開館時間の変更は、次に掲げる事由のいずれかによるものとします。なお、開館時間は条例別表に定める区分を上限とします。
 - (1) 午後5時以降の使用許可を行ったとき
 - (2) 午後5時以降に、市が主催又は共催する事業で使用するとき
 - (3) 悪天候などで、災害の発生するおそれがあるとき
2. 条例第3条第2項ただし書きの規定に基づく休館日の変更は、次に掲げる事由のいずれかによるものとします。
 - (1) 施設、設備等の点検及び改修工事等により施設利用に支障があるとき
 - (2) 天災その他の緊急事態が発生したとき
 - (3) 市が主催又は共催する事業で使用するとき

第2条 条例第4条第6号に規定する取組

1. 条例第4条第6号に規定する「その他市長が必要と認める事業」は、地球にやさしい環境先進都市づくりに寄与する施策や取組とします。

第3条 使用申請及び使用許可順位の特例

1. 規則第6条第2項ただし書きに規定する「市長が必要と認めるとき」は、次に掲げる事由のいずれかによるものとします。この場合、使用許可申請書の提出は、使用しようとする日前3月から当日までとします。
 - (1) 地方自治体や国の行政機関など、公的機関による使用
 - (2) 学校や教育機関による教育目的での使用
 - (3) 大学や研究機関による教育や研究目的での使用
 - (4) 国際的な交流プログラムや外国からの訪問者による使用
 - (5) 災害時の支援活動や緊急対応のための使用

2. 規則第8条のただし書きに規定する「市長が公益上特に必要と認めるとき」は、前項第1号から第5号に掲げる事由のいずれかによるものとします。

第4条 使用許可の制限

1. 条例第6条第1号から第4号に該当する事例は次に掲げるものとします。
 - (1) 政治的集会やデモ活動、暴力的な表現を含むイベント、宗教的な布教活動、性的な内容を含む講演や展示、差別的な発言を伴うイベント、違法行為を伴う活動など、公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき
 - (2) 過度な人数の参加が予想されるイベント、器具や材料が破損しやすい活動、不適切な装飾や改造、音響や照明の過剰使用^{※1}、危険物の持ち込みなど、施設又は附帯設備等を毀損^{※2}し、又は滅失するおそれがあると認められるとき
 - (3) 同時に複数の大規模イベントが予定されるなどで対応可能なスタッフの不足が想定される、設備の点検・修理、安全管理体制の不備、突発的な緊急事態など、管理上支障があると認められるとき
 - (4) その活動が法律や条例に違反するおそれがある場合など、使用が不相当と認めるとき

第5条 使用許可の取消し

1. 条例第7条第5号に規定する「その他公用又は管理上の都合により、市長が特に必要と認めるとき」は、次に掲げるいずれかの事由によるものとします。
 - (1) 規則第15条各号に掲げる事項の違反行為をおこなったとき
 - (2) 許可なく物品の宣伝、勧誘その他これに類する行為を行ったとき
 - (3) 許可なくセンター内にポスター、看板、旗、懸垂幕その他これらに類するものを掲示もしくは使用したとき
 - (4) センター内で公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがある行為が行われたと認められるとき

第6条 使用料の納付時期の例外及び冷暖房期間の規定

1. 条例第11条第1項ただし書きに規定する「市長が必要と認めるとき」は、本ガイドライン第3条第1項第1号から第5号のいずれか事由に該当する場合とします。
2. 条例第11条第2項別表第1の備考第4項に規定する冷暖房設備の使用料について、冷暖房期間は次のとおりとします。

※1 音響等の過剰使用には直接該当しませんが「地球にやさしい環境先進都市づくりに寄与する施策や取組」に該当しないと認められるようなカラオケの利用は使用許可を制限する場合があります。

※2 床面などを汚損又は毀損する恐れや安全面を考慮して、球技やスケートボード等の車輪系遊具などの利用は使用許可を制限する場合があります。

- (1) 冷房については6月から10月までとし、暖房については12月から3月までとします
- (2) 1階は、冷暖房使用料を徴収しません

第7条 使用料及び目的外使用料の減免

1. 条例12条及び第16条並びに規則第12条第1項第1号ア及び第2号アに規定する「市長が特に必要があると認めるとき」は、次に掲げる事由のいずれかによるものとします。
 - (1) 市が主催又は共催する事業に使用するとき
 - (2) 市内の学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校若しくは高等学校の教育活動又は同条に規定する幼稚園、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する保育所もしくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)に規定する認定こども園による保育活動又は教育活動に使用するとき
2. 条例12条及び第16条並びに規則第12条第1項第1号イ及び第2号イに規定する「その他市長が特に必要があると認めるとき」は、次のいずれかに掲げる事由によるものとします。
 - (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日発児第156号厚生事務次官通知)に基づき療育手帳の交付を受けた者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が使用するとき 5割
 - (2) 教育委員会が認めた社会教育団体が本来の社会教育活動に使用するとき 4割
 - (3) 市内の学校教育法第1条に規定する大学による教育活動に使用するとき 2.5割

第2章 センターの利用方法

第8条 センター利用者への推奨事項

1. センターの利用者に対して、環境への配慮を意識づけるため、次に掲げる取組や行動を求めます。
 - (1) エコバッグを持参すること
 - (2) マイボトルを利用すること
 - (3) 使い捨て食器を利用せず、リユース食器やカトラリーを利用すること
 - (4) ごみは持ち帰り分別しリサイクルに協力すること
 - (5) 紙の裏面利用や両面印刷を心がけ、利用枚数を減らすこと
 - (6) なるべく公共交通機関を利用すること

- (7) その他環境に配慮したあらゆる行動を意識すること

第9条 施設又は附帯設備の利用

1. センターの利用者は附帯設備等を利用する場合、責任をもって管理するとともに終了後は次に掲げる事項を遵守するものとします。
 - (1) 利用したテーブルや椅子、その他の附帯設備を元の位置に戻してください
 - (2) 床やテーブルなどの汚れが生じた場合は清掃を行ってください

第10条 センターでの喫煙と飲食

1. 喫煙
 - (1) 敷地内禁煙及び屋内禁煙とします
2. 飲食
 - (1) 指定されたエリア^{※3}以外で飲食しないでください
 - (2) 強い臭いを発する食材^{※4}の持ち込みは禁止します。軽食や飲料の持ち込みは可能ですが、周囲の利用者に配慮してください
 - (3) 食事後は利用したテーブルや椅子を清掃し、ごみは必ず持ち帰ってください
 - (4) 飲食中は、他の利用者に迷惑^{※5}をかけないように大声での会話や騒がしい行動は控えてください
 - (5) 持ち込んだ食材は長時間放置せず、自身で適切に管理してください
 - (6) 他の利用者にアレルギーや食事制限がある可能性を考慮し、特定の食材^{※6}を飲食する場合は配慮をお願いします
 - (7) 飲食中に発生したトラブルや、他の利用者との問題があった場合は、速やかにセンターの職員に報告してください

第11条 センターでの火気の使用

1. 調理用器具等の火気を使用する場合は、指定された種類及びエリア^{※7}でのみ使用することができますが、事前に申請し許可を得る必要があります。
2. センターの利用者は火気を使用するイベントや活動を行う場合、必要に応じて消防署に届出を行い、その指示に従って安全に使用する必要があります。
3. センターの利用者は火気から目を離さないように使用し、火気の使用が終わったら必ず完全に消火し、再点火の危険がないことを確認する必要があります。

※3 飲食が可能なエリアは別添 1 のフロア図が示す場所とします。

※4 にんにくや魚介類などの食材を想定していますが使用を許可した飲食を伴うイベントなどは対象外とします。

※5 過度な飲酒で他の利用者に迷惑をかける行為を発見した場合は退館を命ずる場合があります。

※6 ナッツや乳製品などを想定しています。

※7 火気の使用が可能な種類やエリアは別添 2 のフロア図が示す場所とします。

第12条 自転車等の駐輪^{※8}

1. センターの利用者は指定されたエリアに自転車、バイクを無料で駐輪することができます。
2. 駐輪場の利用時間は原則午後5時までとしますが、使用許可終了時間まで利用することができます。

第13条 出店の申し込み方法（飲食店用）

1. 出店が可能な店舗
環境に配慮した飲食店を認定する亀岡市独自の制度「リバーフレンドリーレストラン」の登録店舗のみとします。
2. 出店スペース
原則、入り口前のスペースに1日1店舗^{※9}、出店いただけます。
3. 出店料金
出店に伴う料金は無料ですが、センターの附帯設備等を使用する場合は、実費が必要となります。
4. 出店許可の申請
使用許可申請は、使用しようとする日前1月から当日までとします。

第14条 ペットの同伴

1. 原則、1階のみペットとの同伴^{※10}が可能です。
2. 同伴にあたっては原則マナーウェアを着用してください。

◆関係法令、条例、規則、要綱、通知等◆

地方自治法（昭和22年法律第67号）

亀岡市財務規則（昭和40年規則第1号）

亀岡市環境プロモーションセンター設置条例（令和6年条例第52号）

亀岡市環境プロモーションセンター設置条例施行規則（令和6年規則第13号）

※8 市が主催するイベントを問わず、来館者用の自動車駐車場は設置しないため、公共交通機関の利用や近隣の有料駐車場を案内することとします。

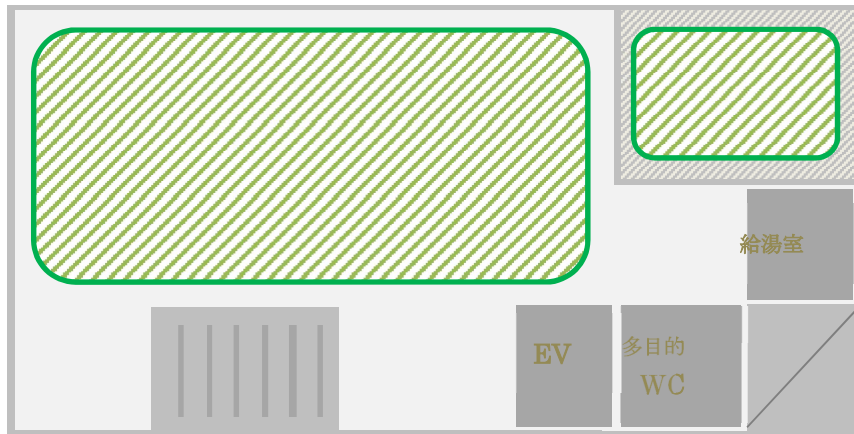
※9 センターの敷地内で点字ブロックなどに影響がない場合であれば、複数のキッチンカーやテントの設営を認める場合があります。なお、利用時間は開館時間内とします。

※10 使用を許可したペットを伴うイベントなどは対象外としますが、ペットカート等を利用するなど、床面などを汚損することがないような利用を求めます。また、身体障害のある人が身体障害者補助犬（ペットではないので）を同伴する場合は、すべてのフロアが利用できます。

■ フloor図

 飲食可能エリア

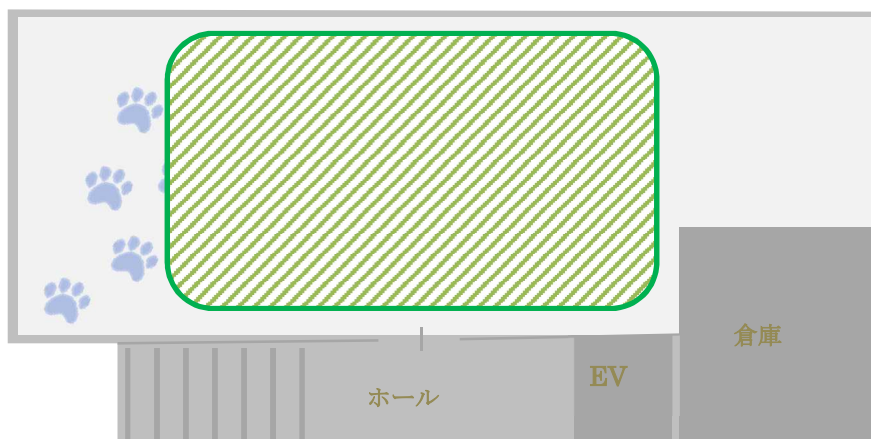
3階



2階



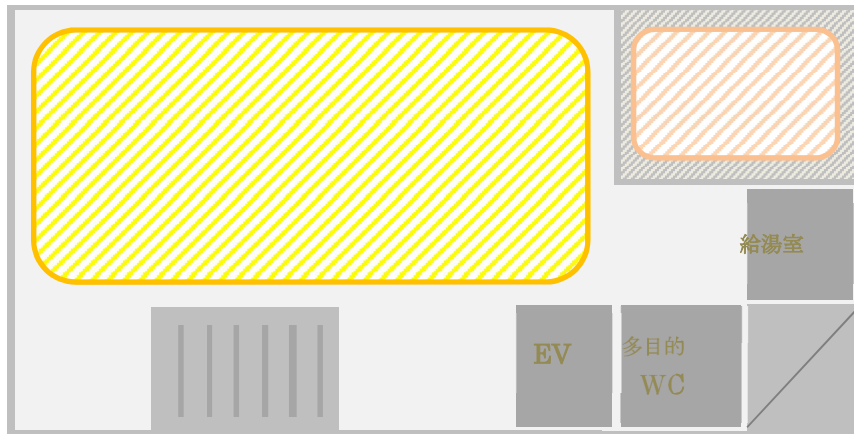
1階



■ フloor図

-  電気式調理器具及びカセットコンロ等が使用可能なエリア
-  電気式調理器具のみ使用可能エリア

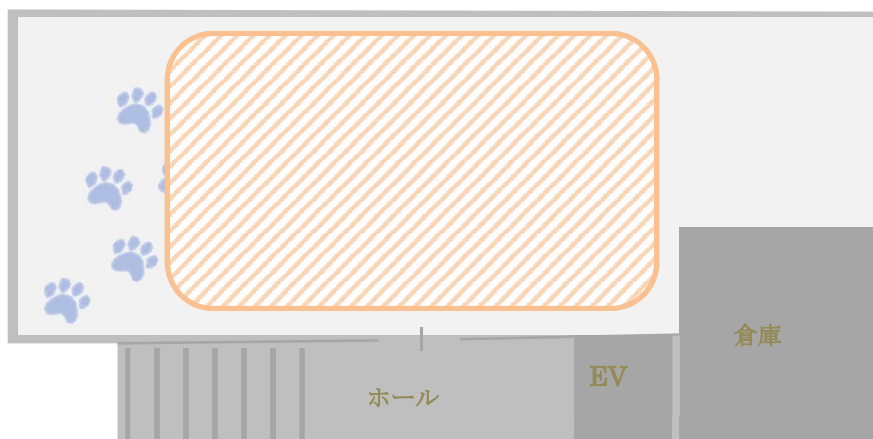
3階



2階



1階



亀岡市環境プロモーションセンター - Circular Kameoka Lab -

(亀岡市 環境先進都市推進部 環境政策課)

〒621-0005 京都府亀岡市保津町下中島 59-1

☎ 0771-21-9340

<https://www.city.kameoka.kyoto.jp/site/prcenter/>

